

令和6年度 障害者差別解消研修

(令和6年11月26日 13:00～18:05) <オンライン開催>

目的	障害者差別解消法（改正法）は令和6年4月に施行され、事業者の合理的配慮の提供が、努力義務から「義務」に改められました。本研修は、合理的配慮の提供の考え方や対応のあり方を学ぶとともに、障害体験を通じて合理的配慮に関する理解を深めることを目的とします。
受講対象者	<ul style="list-style-type: none">□ 経済産業省職員（特に業所管課室）□ 自治体職員□ 企業・業界団体等のサステナブルビジネスの施策担当者、障害者相談窓口担当者、CSR 担当者 など
研修内容	<ul style="list-style-type: none">□ 障害者差別解消法及び経済産業省所管事業者向けの対応指針改正等について【 経済産業省 】□ 障害者を含めた包摂的社会実現・合理的配慮について【 全国手をつなぐ育成会連合会 】□ 合理的配慮を踏まえた障害への理解と共感【PLAYWORKS株式会社】□ 聴覚障害体験ワークショップ【PLAYWORKS株式会社】 <p>※「聴覚障害体験ワークショップ」では、2つの班に分かれてワークショップを実施します。班の割り当ては経済産業省で行い、1班はワークショップ等実施後、16：20で終了、2班は14：30～16：30まで休憩、ワークショップ等実施後、18：05で終了となります。班の割り当てやお時間等に関するご要望にはお答えできませんのでご了承ください。</p> <p>今回は、体験型のワークショップを実施します！障害をより身近に感じること、更なる理解を深めましょう。</p>

● 合理的配慮

日常生活では、障害のない人には簡単に利用できたとしても、障害のある人には利用が難しい場面があります。このような場合に、障害のある人の活動などを制限しているバリアを取り除く必要があります。

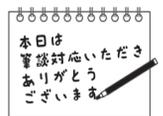
障害者差別解消法では、行政機関や事業者に対して、障害のある人に対する合理的配慮の提供を求めています。

！ 令和6年4月に合理的配慮の提供が義務化されました。
合理的配慮や建設的対話について学びましょう！

意思疎通への配慮（例：弱視難聴）

【障害のある人からの申出】

難聴のため筆談によるコミュニケーションを希望したが、弱視でもあるため細いペンや小さな文字では読みづらい。



【申出への対応（合理的配慮の提供）】

太いペンで大きな文字を書いて筆談を行った。

（出典）内閣府合理的配慮リーフレット

担当 経済産業政策局経済社会政策室 小迫・飯尾
（連絡先） 03-3501-0650